○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町山口字良源寺一九四五の三一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字左曽一九二の一、大字吉野山二九九二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町下岳字植木谷一四四九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電変電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町黒原字東坂谷二三一の一、二三一の二三から二三一の二六まで、二三一の三二、二三一の三四、二三一の三六、二三一の四四から二三一の四八まで、福野字ヨリヤイバタ五三七、波賀町戸倉字コブイチ一三六の二、一三六の四、一三六の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区澤井字陳場二〇七八、二〇七九（次の図に示す部分に限る。）、二〇八〇のイ、二〇八〇の口、字栃谷山二〇八一のイ、字西沢朝日二二〇八の三から二二〇八の五まで、字西沢二二二五（次の図に示す部分に限る。）、二二二六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県相馬市山上字堀切一の一一、一の一五、一の五七、一の五八、一の一九四、一の二一六、一の二二〇、相馬郡飯舘村佐須字前乗七四、七五の一、七六の一、七六の二、七九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁並びに相馬市役所及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字大久田字西作一三一の一、字蕨草一七〇の一、大字鎌田字下房一六九の三、大字松川字堀越七四の一、七四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字小野新町字丹後坂一五の一〇、大字上羽出庭字東前一七六、字五ノ神一〇二の四、大字南田原井字大平七三の一五、字折ノ内一七一の一、字沼ノ平一〇〇、一〇一、一〇一の三、大字夏井字松太郎内一〇四の一、一〇四の二、一〇五、大字塩庭字南府中八四、八五、字向永志田一九の二、一九の七、六〇の一三、大字湯沢字登舘六六、一〇四の一、一〇四の二、字舘ノ越七四の六、八八から九〇まで、大字小野山神字居矢ノ目九七、字北ノ前二二五の一、大字谷津作字久戸塚七八の二、九五の二、九六の一、九六の三、九七の一、大字和名田字中落合六、七、大字小戸神字日向一五五の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）